

第7章 昇降機

本節は、昇降機の保守・点検を安全かつ円滑に行うことができるよう、その基準を定めたものです。

(エレベーターの機械室)

第63条 エレベーターの機械室は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室とを耐火構造の壁で区画すること。

本条は、エレベーターを安全に稼働させるため、機械室の構造について定めたものです。

第1号

機械室の保守・点検に支障がないよう、照明設備の設置を義務付けています。

第2号

非常用エレベーターが災害時にも有効に使用できるよう、非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室は耐火構造の壁で区画する必要があります。

(エレベーターのピット)

第64条 エレベーターのピットには、点検に必要な照明設備又はコンセント設備を設け、かつ、その深さが1.5メートルを超える場合は、タラップ又はこれに類するものを設けなければならない。

本条は、エレベーターの下部の点検及びピットの保守・点検に支障がないよう、ピットの構造について定めたものです。

保守・点検に支障がないよう、照明設備又はコンセント設備の設置を義務付けています。また、ピット深さが1.5メートルを超えるものについては、円滑に昇降ができるよう、タラップ又はこれに類するものを設ける必要があります。

「これに類するもの」とは、ピットに常備するはしご等をいいます。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第65条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び点検に必要な照明設備を設けなければならない。

本条は、小荷物専用昇降機を安全に稼働させるため、機械室の構造について定めたものです。

小荷物専用昇降機の機械室には、保守・点検に支障がないよう、照明設備の設置を義務付けています。また、専用の点検口を設ける必要があります。点検口の大きさは原則として60センチメートル角以上とします。